

将来的に設定を行う基準に関する情報提供について

1. 基本的考え方

- 基本方針 2. (1)ウにおいては、「特定調達品目及びその判断基準は、特定調達物品等の開発・普及の状況や科学的知見の充実等に応じて見直す」こととされている。
- 一方、こうした基本方針は、現に存在する環境配慮製品のみならず、現在開発中の製品の開発投資等に対しても影響を及ぼすものであり、今後基準の設定を企図している製品等について、事前に情報提供を行うことにより、当該製品の開発や普及体制整備のための取組を加速させることが可能となり得る。
- 従って、上市されていないか、または、上市されていても普及体制が未整備であるために、現時点で環境調達品目及びその判断基準を策定することが不可能なものであっても、環境負荷低減効果が相当程度大きいと見込まれ、かつ、政策的にも当該製品の開発や普及体制整備を誘導することに意味があるものについては、何らかの形で基本方針に明示することが有効である。
- なお、グリーン購入法第 6 条第 2 項第 3 号に、基本方針に掲げる事項として、「その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項」とあり、将来的な調達の推進に関することを基本方針中に記述することは適当であると考えられる。

2. 基本方針への反映方法

- 当該事項は、判断基準・配慮事項の補足的な情報提供するものとして、平成 16 年度においては、現行基本方針で補足情報を提供している「備考欄」に位置づけることとする。
- なお、対象となる品目や判断基準が数多く挙げられることとなった場合には、より明確な記載方法についても検討を行うこととする。

(参考) 平成16年度記載項目

- 上述のとおり、本事項については、環境負荷低減効果が相当程度大きく、政策的 중요性が高いものを記載することとし、例え、基準を見直す蓋然性が高いものであっても、従来の延長線上にあるものなど政策的に誘導する必要性が低いものについては、記載することは適当でない。
 - こうした情報提供については、積極的に対応していくことが重要と考えられるが、平成16年度については、今回の公募において情報提供があったもの等の中から、政策的 중요性の高い以下の品目について、記載することとする。
-
- ・ LED照明：従来の蛍光灯とは全く異なる技術であって、省エネによりLCA的に相当程度環境負荷を低減することが可能。政策的にも、技術開発プロジェクトとして予算を投入し、また、今後も製品開発支援を行う予定。
 - ・ 複写機(リユース部門)：3R促進のための一般法である資源有効利用促進法において、リユースの観点から、複写機製造業は特定再利用業種として指定されている。